

平成22年度

地籍調査

についてお知らせします

●問い合わせ先 地籍調査課 (☎ 82-1154)

地籍調査は土地の境界を現地で地権者立会の上、確認することにより、法務局にある土地登記簿や分間図の地番、地目、地積などの内容を明らかにし、新しく地籍図と地籍簿を作成するために行われる大切なものです。

平成22年度は、**松浜団地、本山団地、あさひが丘、南松浜**の全部および**大須恵、松浜、浜河内**の一部0.81 km²を調査します。

この調査地域内に土地を所有している人は、説明会に出席してください。なお、ご協力いただく内容は次のとおりです。

- 隣接の土地との境界に杭を打つこと。
- 所有地がやぶのような場合は、測量ができるように境界の周囲を伐採すること。
- 所有地の境界、地番、地目などを確認するための現地調査に立ち合うこと。



平成22年度地籍調査 一筆地調査予定区域

説明会日程

とき	ところ	主な対象区域 (他の場所でも出席可)
3月15日(月) 19:00	浜河内自治会館	浜河内・その他
3月16日(火) 14:00	きらら交流館	松浜・松浜団地・本山団地・南松浜・その他
3月17日(水) 14:00	本山公民館	大須恵・南松浜・あさひが丘・その他
3月18日(木) 19:00	きらら交流館	松浜・松浜団地・本山団地・南松浜・その他
3月19日(金) 19:00	本山公民館	大須恵・南松浜・あさひが丘・その他

国民健康保険 加入しているみなさんへ 国民年金課 (☎ 82-1179)

来年度の保険証を送付します

保険証の有効期限は3月31日です。現在お持ちの保険証(一般:緑, 退職:白)は4月1日以降使用できません。**来年度の保険証(一般:ピンク, 退職:水色)は、2月下旬から簡易書留郵便で送付します。**また、退職者医療制度に該当して来年度中に65歳になる人は、誕生月の翌月(誕生日が1日の人は誕生月)から一般の保険証に切り替わります。対象となる人には、随時保険証を送付しますので、ご確認ください。



住所を長期にわたり離れる人には、別に保険証を交付します

修学や出張などで住所を長期にわたり離れる人には、申請により、世帯の保険証とは別に保険証を交付します。必要な人は申請をしてください。

◎必要なもの 来年度の保険証, 印判(スタンプ印は不可), 修学による場合は, 4月1日以降の日付の入った在学証明書

◎申請先 国民年金課, 総合事務所市民窓口課, 南支所, 埴生支所, 公園通出張所

※平成21年度の保険証は、ご自分で処分してください。
※短期保険証に該当する人の来年度の保険証については、別途お知らせします。

お願い! 保険証の記載内容に変更があるときには、異動日から14日以内に届出をしてください。